

スペイン第2共和政と植民地モロッコ (上)

深澤 安博

El autor quiere aclarar cuatro cosas: ¿Cómo cambió la administración del Marruecos español con el advenimiento de la Segunda República?; ¿Cómo reaccionaron los ‘indígenas’ frente a la nueva situación?; ¿Cómo se hicieron la ocupación de Ifni y la movilización de los soldados ‘indígenas’ en la metrópoli en la época del ‘bienio negro’ de la República?; Otra vez, ¿Cómo cambió la administración del Marruecos español con el gobierno del Frente Popular?

はじめに

- I. 共和政の改革と植民地モロッコ——「改革の2年間」——(以上本号)
 - II. 「原住民」の反応と民族主義の挑戦 (以下次号)
 - III. 「改革後退と反動の2年間」とモロッコ
 - IV. 人民戦線政府と植民地モロッコ
- おわりに

はじめに

リーフ戦争(1921~1927年)はモロッコでの20世紀スペインの植民地戦争=「18年戦争」を終結させた。その後の「原住民」の帰順と帰還、「原住民」の武装解除、「原住民」統治の開始によって、スペイン政府とその軍は1930年後半~31年春には保護領=事実上の植民地モロッコの「平定」はほぼ完了したとみなした。これはメトロポリ(植民地本国)での共和政宣言の直前の時期である。

とくにメトロポリの側から見ると、「平定」完了は以下の意義を持った。まず、ジブラルタル海峡の向こう側に住んでいた「モーロ人」は「原住民」となった。次に、モロッコ植民地は一大軍事基地となった。さらに、モロッコ植民地はスペイン国家の国際政治上の位置(とくに仏および英との関係)をも左右するものとなった。最後に、モロッコ植民地を自らの領域のようにみなすようになったスペイン軍アフリカ派が軍内で優位に立っただけでなく、メトロポリの政治・社会にも作用や影響力を及ぼす存在となった。このことはまた、アフリカ派が有力となった軍がその政治的機能を維持し、ときにそれを拡大させることになったとも

言える。

他方、スペイン領モロッコ(以下、スペイン領)の「原住民」にとってもスペイン植民地当局による本格的な統治の開始はとくに域内の移動規制や直接税賦課による生活・社会状況の強制的変容をもたらした。さらに、戦闘終了は幾多の「原住民」を失業状態に置いた(戦闘員としてだけでなく、在モロッコ・スペイン軍のための労働需要が激減した)。¹ 以上に加えて、本稿の対象時期の1930年代前半には、世界経済危機(メトロポリ・スペインにとっては主にベセータの暴落)がスペイン領からの鉱産物・農産物・畜産物輸出の激減(それによる生産減、労働需要減)となって現出した。

以上のことを踏まえて本稿が明らかにしたいことは主に以下の3点である。第1に、共和政成立というメトロポリの新たな政治・社会状況はモロッコ植民地統治をどのように変えたのか変えなかったのか。第2に、「原住民」さらにモロッコの新たな民族運動は共和政にどのように対応したのか、共和政はこの動きにどのように対応したのか。以上の第1と第2については、「改革の2年間」、「改革後退と反動の2年間」、人民戦線政府の3時期に分けて論ずることにする。第3に、新たなモロッコの地の征服(イフニ、34年4月)と植民地軍のメトロポリへの動員(34年10月)はどのようになされたのか、その意義は何か。

以上の第1～第3のすべてにおいてスペイン軍アフリカ派の動向に注目する。筆者の資史料・文献理解の制約もあり、モロッコ人の対応や動向についてはスペイン政府・植民地当局・軍が掴んだ情報程度しか示せない。²

研究史について触れると、モロッコ戦争からスペイン内戦までの植民地モロッコとメトロポリ相互の動向を検討するなかで第2共和政期について述べたものはいくつかある。³ しかし、共和政期に焦点を合わせた研究は多くはない。⁴

1. 共和政の改革と植民地モロッコ——「改革の2年間」——

モロッコ植民地に利害や関心を持っていた人々また諸社会・政治勢力は共和政の成立にどのように反応したか。まず、31年3月には「共和政には反対」との明確な主張をしていた北アフリカのスペイン領土の代表的スペイン語紙『リーフ通信』*El Telegrama del Rif* (TR, メリーリャ)——「敗北した我々」は国民の意見を尊重する(4月21日)／共和派は伝統的にスペインのモロッコへの関与に賛成だった(4月24日)／「幸いにも」モロッコは新政府の問題になっていない、モロッコ保護領の政策は「専ら国民的なもの」なのだ(4月26日)。以上は新政体がモロッコ植民地を維持する限り自分たちは共和政に反対しないとのメッセージである。次に、スペイン軍アフリカ派のマニフェスト誌『アフリカ』*Africa* (セウタ。以前の『植民地軍雑誌])——「我々は共和政臨時政府を受け入れ、スペイン市民として支持する」(4月号)。最有力のアフリカ植民主義派組織だったスペイン・アフリカ連盟の機関誌

『スペイン・アフリカ雑誌』 *Revista Hispano-Africana(RHA)* は公的な声明も見解も明らかにしなかった。新政体が樹立された場合の発禁を恐れたのだろうか、『アフリカ』も『スペイン・アフリカ雑誌』もプリモ・デ・リベラ（以下、プリモ）体制崩壊以後に表立った共和派批判をして来なかったので、両誌とも31年4月にもその対応を維持したと見ることができ。アフリカ派との結びつきを強め、かつ王政擁護を主張していた軍内2紙はどうか。『軍通信』 *La Correspondencia Militar(CM)* ——軍は王政派でも共和派でもない、共和政が国民の意思なら軍は共和政に従わなければならない（4月16日）／軍を丁重に扱うなら新統治者は何も恐れることはない（4月18日）／我々が願う共和政とは「無秩序なデマゴギーの共和政ではなく、秩序を持ったあらゆる社会階級の共和政である」（4月21日）。『陸海軍』 *Ejército y Armada(EA)* ——軍の使命は樹立された諸権力を尊重することだけである（4月16日）。両紙とも不承不承、新事態を認めたと見ることができ。しかし、新政体が軍の利害を脅かしたり「無秩序」をもたらしたら容赦しないと云わんばかりだった。最後に、モロッコ植民地の共同統治者フランスのアフリカ植民地派組織の機関誌『フランス領アフリカ』 *L'Afrique Française(AF)* は直ちには公的な反応を示さなかった。しかし、後の本文で見ると、AFは新政体がモロッコ植民地の現状を変えるかもしれないことに大いなる不安を抱いたことは間違いない。⁵

(1) 一大軍事基地だったモロッコ植民地さらには軍アフリカ派との関連から、まずは共和政の軍改革に対する軍の反応を見ておこう。共和政の軍改革が部隊削減・兵員削減に及び、もちろんそれが在モロッコ軍も含むことが明らかになると、軍はこれに真っ向から反対した。*CM* ——他の省庁でも余剰人員が生じているのに、なぜ陸軍だけ削減するのか（31年5月）／この軍改革は「まったく政治的」である（同7月）／これでは戦時にスペイン軍は20万人以下の兵しか動員できなくなる（同7月、8月）／在モロッコ兵力の削減に賛成できない（32年4月）。*EA* ——「軍改革の政治的要素」、軍を削減するなら他省庁も削減せよ（31年5月）／軍は新政権に従ったが、将来、国民の意思で政体が変わったなら「軍はそちらの側につくだろう」（31年10月）。在モロッコ軍の意向をしばしば表明した*TR*も主張した——在メリーリャ軍が少なくなっている、海峡のこちら側に兵力を維持するのが大事なのだ（31年8月）。既に知られているように、陸相アサーニャが主導した軍改革を徹底的に攻撃した軍内2紙は停刊措置と科料それに軍内紙禁止法（32年3月）によって廃刊（*CM*, 32年6月）となるか性格変更(*EA*)を余儀なくされた(廃刊直前の*CM*は「軍を粉碎しようとしても無駄である」、「反乱の叫びを、スペイン万歳」などの激しい言辞を並べた)。⁶ 実際には、共和政成立直前に4万～4万5千と推測される在モロッコのメトロポリ兵力は相次いで削減が実施された33年初頭までに2万5千程度となった（以上に含まれない外人部隊の実際の兵力は4,500～5,500で、共和政前とそれほど変わらない）。それでも、上の数字に後述の原住民兵力を加えた総計約5万の兵力から見て、一大軍事基地としてのスペイン領の性格は大きくは変わらなかったと言ってよい。⁷

容易に察せられるように軍は共和政のモロッコ統治改革批判の急先鋒でもあった。共和政の初代（暫定）スペイン領高等弁務官に平定時の高等弁務官だったサンフルホが任命されたことは軍アフリカ派はもちろん軍首脳部を安堵させた（臨時政府首相アルカラ・サモラはケイポ・デ・リャーノと協議したうえでサンフルホを任命した）。しかし31年6月に文民のロペス・フェレール（元高等弁務官庁事務局長）が新高等弁務官に任命されると、在モロッコ軍はスペイン領の最高権力者が軍の手中から離れることに警戒の意を示し始めた。CMは「文民の高等弁務官はまだ任命されないのがまず間違いなくよかったのだ」との反応を直ちに示した。文民高等弁務官の任命は、スペイン領の平定で名声を博し、実質上の原住民統治機関だった高等弁務官庁原住民部の長だったカパス大佐の辞任を引き起こした。カパスはアサーニャ軍改革の一つだったプリモ体制時の昇進の見直しにも強く抗議し、共和政反対のために原住民を動員することもほのめかした。CMはその後も共和政の文民化政策に抵抗し、共和政成立の1年後には、文民高等弁務官の任命に始まった共和政のモロッコ統治政策はその文民主義の「偏見」によって失敗したと断じた。上にも見られるように、在モロッコ軍は軍内の共和政反対派の拠点だった。CMが31年9月に一時停刊とされたのは、CMが在モロッコ軍勤務の軍人に共和政政府を中傷する文書を送ったという理由に拠っていた（CM自身はこれを否定した）。アサーニャは共和政反対派軍人を分散させる措置をとり、とくに在モロッコ軍の動きを監視した。国会では32年1月に急進社会党議員が「軍の中には多くの紛れもない王政派がいるのは明らかであります」と述べて、軍からの王政派の追放を要求した。共和政反対の軍人たちは（共和政ではなく）とくにモロッコでの「共産主義の脅威」を煽った——「共産主義の脅威と民族主義の発展によって、今日モロッコの問題は非常に難しいものとなっている」（31年6月）／モロッコではコミンテルンが汎イスラームの民族主義を援助している（同8月）／「共産主義が前進して兵舎の中に入り込もうとする」のを防がなければならない（32年1月。以上すべてCM）。⁸

32年4月にアサーニャ首相・陸相の政府は、報奨金を与えられた志願兵を基礎として在モロッコ軍を組織する法案を提出した。①徴募兵は「[スペイン]国内の大きな目的と事業」のために用いられる、②「保護領の事業と文明化の事業」は志願兵を主とした軍人に任される、③「モロッコの平和と安定」のために志願兵には除隊後にモロッコでの経済的便宜と入植の手段を与える、④他にも除隊後には治安部隊に優先的に入隊できる、⑤志願兵で在モロッコ軍を満たせない場合には抽選によって徴募兵でこれを満たす、以上が法案の主旨である。1912年兵役法も同内容の方策を含んでいたし、23年に自由派連合政府もこの方策を導入したことがあったから、これは共和政の統治者が新たに考案したものではなかった。その故もあって、若干の修正意見が出されたものの、国会では全ての党派が法案に賛成した（5月に法として成立）。しかしCMは「保護領地域の軍事組織を台無しにしてしまうことになる」として法案に反対した。本法による志願兵応募者がどのくらいいたのかは不詳である。しかし、平定後ではあれ自らの意思でアフリカの地に赴こうとしたスペイン人青年が非常に少数だっ

ただろうこと、つまりこの方策が（三度）失敗したことは明らかである。それは、上記法案の⑤によってアフリカ行きとなった徴募兵が共和政期にもそれほど減らなかったこと（35年に入営割り当て数の16.7%）が示している。「改革の2年間」には、野党となった急進党の議員が2度ほど同内容の兵役法改訂草案を提出した。①現役兵役期間の1年から6か月への短縮（抽選でアフリカ行きとなった場合には1年）、②特権兵士（納付金兵士）制度の廃止、がその主眼だった（②は「アフリカの我が領域での軍務を免れるためのあらゆる経済的特権の完全廃止」と明言された）。しかし政府はこれを受け入れなかった（それ故、プリモ体制時代の24年兵役法が存続した）。アフリカで植民地を持つ限り、また志願兵でアフリカ行き兵士をリクルートできない限り、共和政の政府も兵役制度を大きく変えることはできなかった（ただ、リーフ戦争期の21～27年に平均17.2%、28～30年に平均15.1%だった徴兵忌避率は33年には12.04%まで下がった）。⁹

(2) メトロポリでの政体変化は植民地モロッコで新たな動きを生じさせ、またモロッコ植民地の存在とそこでのとくに原住民の動向が共和政のモロッコ統治また初期のその「平和主義」を動揺させた。

まず、モロッコでの共和政への移行はけっして平和的ではなかった。王政最後の高等弁務官ホルダーナ将軍が新政体への移行を認めなかったからである。メトロポリでの共和政宣言の日に保護領の首府テトゥワンでは、二色旗（王政の旗）を三色旗（共和政の旗）に取りかえるように要求した高等弁務官庁前でスペイン人と若干のモロッコ人の示威行進に対してハリーフア（スペイン領でのスルタンの被委任者）警察隊が発砲し、2人の死者と12人の負傷者が発生した。ホルダーナが逃亡してその職を辞した後、既述のようにサンフルホが暫定高等弁務官に任命されるまでの1週間に暫定高等弁務官が2回替わった（最初の任命には保護領の共和派のスペイン人が抗議した）。5月初旬、新政体支持を表明した外人部隊の兵士たちが収監された。この収監と士官たちによるそれまでの虐待に抗議した外人部隊の兵士と士官の衝突が少なくとも4か所で起きた。抗議した兵士たちは外人部隊から追放された。植民地軍の「死の部隊」だった外人部隊でも（あるいはそれ故に）このような新たな動きが見られたが、他方で、以上のことは共和政のもとでも外人部隊の性格が大きくは変わらなかったことを示している。¹⁰

ほぼ同じ頃のテトゥワンでの多くは失業者から成る原住民労働者の示威行進はスペイン人労働者と同等の労働条件（1日8時間労働、スペイン人労働者と同一の賃金）を求めた。高等弁務官サンフルホはハリーフア警察隊の他に駐留スペイン軍も動員してこれを激しく弾圧した（3人の死者発生）。この頃から、「改革の2年間」の時期には、保護領で、またセウタとメリーリャで、それにタンジャで、さらにこれらの地域間で原住民労働者とスペイン人労働者の運動の共同と連帯が見られた。メトロポリ兵の帰還によるスペイン駐留軍の労働需要減と原住民兵の需要減に加えて、経済危機によるスペイン領からの鉱産物・農産物・畜産物の輸出減・生産減が原住民労働者・農民とスペイン人労働者に共通した不安あるいは失業状

態をもたらしたからである。さらにスペイン領の31年は凶作の年だった。UGT（労働者総同盟）とCNT（全国労働連合）の2大労働組織がスペイン人だけでなく原住民労働者も組織した。セウタとメリーリャさらにタンジャを中心に労働争議やストライキが頻発した。31年7月には、スペイン領東部で領内最大の鉱山を持っていたスペイン・リーフ鉱山会社による200人の労働者の解雇通告に抗議してスペイン人労働者と原住民労働者のストライキが開始された（同社は30年に千人の原住民労働者を解雇していた）。高等弁務官が介入し、経営者側が一部の労働者の解雇を撤回したので、8月にこのストライキは終息した。文民の高等弁務官も、セウタ・メリーリャとタンジャでの労働争議や諸政治・社会勢力間の抗争が原住民に知れ渡り、原住民がそれに反応ないし共鳴することを懸念した。TRは警告した——モロッコでは共和主義者、社会主義者、王政派の活動はイベリア半島と同じであってはならない、それはモロッコでの「スペイン人の分裂」をもたらし、また「モーロ人がスペイン人と同じようなことをする」からである、共和政が生き延びるためには「[スペイン人の間の]モロッコでの平和」が必要である／共産主義者[労働運動や民族主義運動の推進者のこと、後述]は「原住民労働者にヨーロッパ人労働者と同様の便宜を獲得するように呼びかけているが、原住民労働者はヨーロッパ人労働者のような教養を持ってはいず、同じ労働の成果を挙げないことを忘れているのだ」（以上、31年5月）／「被保護民が我々[スペイン人]のことを見て観察している」ことを忘れないように（31年10月）。31年9月に、スペイン領での法定労働時間は1日8時間（週48時間）と定められた（他に、休息时间、超過労働・夜間労働手当て、女性の労働時間の規制なども定められた）。これはメトロポリで労働改革をおこなった共和政の統治者がスペイン領で原住民労働者・スペイン人労働者の要求に譲歩し、それを一部承認したことを意味した。しかし、スペイン人経営者はこれに不満の意を表明した。それ故に、上記の労働時間の規定がスペイン人経営者によって遵守されたとは言えないようだ。他方で、スペイン領ではストライキ権は認められなかった。¹¹

31年6月初旬にテトゥワンの5人の名士から成る原住民代表団がマドリードに行き、アルカラ・サモラ臨時政府首相と会見した。首相に手渡されたメッセージは述べた——共和政の成立を知ってスペイン領の「全ての原住民」は喜んでいる、「今までは様々な理由で表明できなかった」要望を新政府は受け入れられたい、社会の改革には「保護民も被保護民も協力すべきである」。代表団の要望は以下のことを含んでいた——選挙によるハリーファ政府の諮問議会設置、選挙による市町村評議会の開設、新聞・結社の自由、公教育の改革、原住民農民への援助。しかし首相はこれに回答しなかった。そもそも高等弁務官は代表団がメトロポリに行くことを認めようとしなかった（新政体を祝福するためならよい、ということになったようだ）。CMは「名士のモーロ人たちの委員会」について、今日モロッコでは「共産主義の脅威と民族主義の発展」の2つの問題があると警告した。モロッコ植民地の共有者のフランスのアフリカ植民地派もマドリードの政府が代表団の要望に応えることを恐れた。それがフランス領モロッコ（以下、フランス領）にも直ちに波及するからである。AFは「テトゥ

ワンの代表団が意義を持つものとなって、[エジプトの]ワフド[のようなもの]になる」ことを恐れた。さらにフランス植民地派は、共和政樹立以来メトロポリの政治イシューとなっていたカタルーニャ型の自治がスペイン領に適用されるかもしれないことにも言及した（本節で後述）。¹²

共和政のモロッコ政策の旋回あるいは定置をはっきりと示すことになったのは、よく知られているように31年6月末の臨時政府財務相のPSOE（スペイン社会主義労働者党）のプリエートの発言への反応だった。憲法制定議会選挙に向けた演説の中でプリエートは述べた——「スペインは帝国主義的野望を持っていませんし、モロッコのその[保護領の]地に関わらない用意さえあります」、「モロッコのこの保護領を国際連盟に委任するように」してもよい、というのは「スペインは、4月14日に始まった民主主義の事業を成し遂げるために、モロッコの小さな地で費やされている億万[ペセタ]の費用と精力を、国内の非識字者をなくし、この国の人々の文化を引き上げ、国の市民の能力を高めるために用いたいのです」。この発言を直ちに広めたのはイギリスとフランス領を含めたフランスの新聞だった。前月の国際連盟総会で臨時政府外相レルーがスペインはモロッコに留まると発言したことに安堵していた両国の植民地派は、選挙後の政府がジブラルタル海峡と北部モロッコの現状変更にも動くかもしれないことに警告を発したのである。フランス領統監名で、スペインは1912年条約によってモロッコを放棄できないとの非公式覚書が発せられた。駐仏スペイン大使も後に高等弁務官もスペインがモロッコを放棄することはないと言明、この間スペイン外務省から仏英外務省に同趣旨の文書が交わされた。31年7月のAFはためらうことなく書いた——憲法制定議会選挙での「極左」（PSOEのことだろう）の勝利は我々にとって「大いなる不都合」である、スペインのモロッコからの撤退は国際的反響を生じさせ、またヨーロッパでの「革命的騒擾」を利することになるかもしれない、モロッコでの仏・西の緊密な協力が必要なのだ。スペインでは、軍内紙と植民地派の新聞・雑誌はもちろん、ほとんどの一般紙がプリエート発言に集中砲火を浴びせた。CM——プリエートの「不用意な発言」。EA——「モロッコの放棄に否を」。『アフリカ』——「現実を直視すれば、モロッコでの我々の保護権の放棄をこんなに直截に擁護するなどということは考えられないことだ」、国際連盟にモロッコが移管されたら、連盟は「どこか他の国に保護行為を委譲するだろう」、「地中海の最重要地点にあり、ジブラルタル海峡を監視している」セウタとメリーリヤがスペイン以外の国の下にあるモロッコに囲まれてよいのか。TR——「スペインはモロッコを放棄できない」／「スペインはそのモロッコ保護領をけっして放棄しないだろう」（RHAは直ちには直接プリエート発言を批判しなかった）。『ABC』——モロッコを譲渡するとなると「[スペインの]無能力を告白することになる」（20世紀初頭のモロッコ分割に関わった元外相ベレス・カバリエーロの論評）。プリエートは自らの発言の12日後に弁明しようとした——私の発言は「大変に不正確に」伝えられた、モロッコの現体制について「スペインはどのような変更も意図しないだろう」、私が発言したことは「現政府の決定でも意図でも見解」でもない、将来、社会主義者

の政権になった時の「可能性」を述べたものである。今まで見てきたところから、元の発言こそがプリエートの本意であり、後の弁明は自らの見解発表の反響と反発の大きさに直面してあわてて以前の発言を否定したものであることは明らかであろう（当のPSOEやその機関紙『エル・ソシャリスタ』*El Socialista* 自身がいずれのプリエート発言にも言及しなかった）。¹³

共和主義左派・PSOE連合政権発足後も、共和政がモロッコ保護領放棄の「過ち」を犯すことへの警告は消えなかった。AF——「モロッコにおけるスペインの無謀さ」、スペインの新政体は「モロッコの平和」を危うくするかもしれない／プリエート演説による「動揺」は「ほぼ収まった」（31年9月）。RHA——プリエートは「過ちをあらため、その判断を根本的に変える必要がある」、国際的協定を破棄するとなると「我が国の弱さ」を示すことになる、モロッコ領有によってスペインは自らが「文明国」であることを主張できるのだ（31年11・12月）。『アフリカ』——公教育相がスペイン領を訪問したのだから、「モロッコ放棄などというとんでもない言葉」は「ほぼ最終的に埋葬された」と言ってよい（31年12月）。『アフリカとアメリカ』誌*Africa y América* (AA.西アフリカ植民地の権益を代表した) ——「モロッコを失わないようにと思ったら、スペインが知らなければならないこと、スペインがしなければならないこと」、「植民地と保護領は国民的目標なのである」（31年12月）。『エル・ソル』——「うまくやらないと、モロッコは共和政にとって悩みの種になるかもしれない」、「[モロッコの]放棄を考えることは偉大な国民的理想の芽を摘むことである、共和政はそんなことはできない」（32年1月）。32年3月末の国会で首相アサーニャが次の発言をして、共和政がモロッコ保護領を維持することが公的に表明された——モロッコに関する国際的協定を守ることによって、我々は「ヨーロッパの協調」に忠実に尽くすことができる、また「スペインには商業と工業の拡張のための、また領土拡張のためのわずかながらの地を与え、モーロ人には原住民にはスペインが依然として文明化のために尽くしている手本を示せるのであります」。TRは喜んだ——国会でのモロッコについての討議は「全体として我々が喜ぶべき方向を示している」。植民地主義のコピーそのものの首相の言辞によって、発足の約1年後に共和政の（それ以前の政体と変わらない）モロッコ統治政策はほぼ定置されることになった。¹⁴

プリエート発言を好意的に受けとめた人々がいなかったのではない。『アオーラ』*Ahora*（政府支持派）——「モロッコがスペインに課している国際的な厄介な義務を国際連盟を介してスペインがいつ何時でも国際的な裁量のもとに置いてよいとちょっと発言したことをこんな大騒ぎの口実にすることはできない」（31年9月）。マシア（カタルーニャ共和主義左派）——「モロッコにおけるスペインの権利を放棄するのがよいとの動きはスペインで急速に地歩を得ている」、モロッコ人が外国の統治者にずっと服することはまずありえない、この地を征服しているといつかは「植民地権力側のさらなる流血と新たな犠牲」が生ずるだろう、「スペインの保護から解放された地の管理と統治」のあり方を国際連盟の裁量に委ねてよい（『エル・ソル』での論説、31年8月）。より注目すべきことは、スペイン領の民族主義

の指導者たち（以下の3人については次節で説明）もプリエート発言に反対だったことである。トレスはプリエート発言の直後に、スペインのモロッコからの撤退に反対である、その地にフランスが入ってくるだろうから、との声明を発表した。ベンヌーナもこれを支持した。アルスラーンのトレスへの書簡はその判断がメトロポリでの自治権の動向を察知したことによるものであることを示している——スペインが北部モロッコにいれば、「北部の住民は〔保護領の〕内部での自治を得ることができ、カタルーニャのそれらのような責任を持つ政府や議会を獲得することができるでしょう。これは私には全く実現性のないものとは思えないのです」。以後の本論で見ると、民族主義者の要求もあり、共和政がわずかながらの自治をその保護領に導入したことはたしかである。しかし既に見たアサーニャの断言からしても、カタルーニャと同様の自治がスペイン領にも付与されると見たのは共和政への過大な期待だった。プリエート発言がメトロポリの再建と発展にとってモロッコ保護領が負担となっているとの立場からなされたことにも注目しておこう（発言の後半部分）。この「国内再建」論による植民地獲得・維持への批判は20世紀初頭から見られたものであり、それは共和主義派と共和政の指導者たちによっても共有されていた。先のマシアの主張は、「王政の諸政府と〔プリモ〕独裁がもたらした怠慢と損害を修復するために、若いスペイン共和政にはその国境の内部でしなければならないことがたくさんある」ことも論拠としていた。32年4月、アサーニャ政権の財務相（カタルーニャ共和主義左派）も演説の中で述べた——18年間のモロッコ戦争とくにリーフ戦争には巨額の国家資金がつかまされた、これだけの資金があれば「我が国を根本的に変えることができただろう」¹⁵

31年12月制定の憲法で共和政の平和主義を象徴したのは「国の政策の手段としての」戦争放棄の条項である。31年9月におこなわれた憲法草案のこの条項に関する討議で、唯一の反対意見を述べたのは農民党の1議員だった——憲法で戦争放棄を言うのは不適當である、スペインのような「強国」でない国が戦争放棄を言っても「政治的権威」も「道徳的権威」もないからである。この条項の採決の日にオソリオ・イ・ガリヤルド議員（共和政奉仕団）が質問した——スペインは保護領を持っている、他にも保護領を持つかもしれない、保護領での行動は戦争をもたらしかもしれない、このことについて我々は「悲しく非常に辛い経験〔モロッコ戦争とくにリーフ戦争のこと〕をしております」、この条項は保護領での「軍事上の必要」とどのように関わるのか。憲法草案作成委員会委員長（PSOE）：保護領での作戦行動は戦争ではなく「警察行動」である。オソリオ：この条項はスペインが〔保護領についての〕義務を果たす際に「全く妨げにならないと理解してよいのでしょうか」。委員長：「もちろんです」。この質疑応答にTRは喜んだ——この条項は「モロッコの保護領での我々の監察intervención」を妨げるかもしれなかった、オソリオに感謝する、委員長の答弁も決然としたものだった、この答弁に反対の声はあがらなかった、憲法制定議会は保護領とそれが要求する行動をはっきりと認めたのである。しかし、保護領での軍事行動についての議会でのやりとりの核心を見抜いたのは皮肉にもCMだった。CMはこの条項の議会での討議中に本条

項に反対の姿勢を明確にしていた。それは「スペインはいつか起こるかもしれないモロッコの保護領での反乱に備えておかなければならない」からだった。本条項の議会での承認後にCMは憤りの論説を載せた——委員長はモロッコでの軍事行動を警察行動だと言った、「[モロッコでの]軍事行動は戦争ではないと言うのか?」、「これに驚かないでいられようか」、新政体の統治者たちは09年以後のモロッコでの軍事行動を戦争だと言って反対してきたのではなかったか、これは「皮肉」で「だまかし」だ、「こんな言い換えをされたら、たまらない」。CMの論者の言を借りずとも、我々には、戦争を放棄したはずの共和政の指導者たちが（も）、憲法（解釈）上でも植民地戦争を認めたことは明らかである。このことはカタルーニヤ自治憲章草案（31年8月）の徴兵関連条項批判の論拠ともされた。この条項では「カタルーニヤ人は平時にはカタルーニヤの領域内で兵役に服する」とされていた。TRがこれにかみついた——これではカタルーニヤ人を「アフリカへの派遣から解放してしまう」、そうすると他のスペイン人のアフリカ行き割り当て数が増えてしまう、それに「我が保護領での軍事作戦は戦争行動ではなく警察行動とみなされているのだ」（31年12月）。¹⁶

31年6月の文民高等弁務官任命の時に、スペイン領を「平定された地域」での文民管轄地域と「政治上および安全上の理由による」軍管轄地域とに分ける方針が出された。しかし在モロッコ軍人の抵抗によってそれはなかなか実施されなかった。同年11月、在モロッコ軍総司令官カバネーリヤス将軍（ロペス・フェレールと同時に6月に任命された）は政府への報告文書で述べた——スペイン領の部族地域ではまだアブドゥルカリームの実力者がいる、フランス領との境界地域にはフランス軍がいてその境界も確定していない、タンジャ隣接地域は「過激派の宣伝」と密輸の場となっている、いくつかの部族では住民が原住民兵となって生計を立てている、部族での調査や原住民統治事業とくに医療事業をおこなってきたのは軍人の行政監察官である、文民たちは都市部にいるだけで部族地域に関心を持たない、しかし部族地域の住民こそ戦闘をおこない平和を乱すのだ、セウタ・メリーリヤでの労働争議は住民も巻き込みまた部族地域にも波及している、行政監察官の任をこなせる文民は少ない、「以上の状況では部族の多数を文民の管轄とするのは本官には危険と思われまゝ」、文民体制への移行は限定的で試行的なものとされたい。（おそらく作成者周辺の意図のもとに）この報告文書が新聞で公表された日に、文民高等弁務官ロペス・フェレールは首相アサーニヤと協議し、6月の元の方針通りに文民管轄地域を導入すると表明した。31年末に、スペイン領を「政治的観点から」文民管轄地域と軍管轄地域とに分けるとの政令が（再び）出された。行政監察官は、後者では「政治的執行権」とともに原住民兵力の指揮権を持つが、前者では「政治的執行権」を持つのみとされた。結局、32年中にスペイン領69部族のうち22部族が文民管轄地域とされた（部族地域の人口の37.7%）。各行政監察局に配置された原住民兵数は文民管轄地域で7～13人（平均9.8人）、軍管轄地域で20～150人（平均50.7人。最多はバヌワリヤガール部族）だった。高等弁務官庁の編集になる保護領事業報告書の32年版の序文は言う——共和政が樹立されて、「その文明化のための植民地事業を穏和なものにまた民主

的にしなければならなくなった」、「[植民地事業を] 厳密に文民的に推進することがずっと決定的な指標となるだろう」。しかし今まで見たところからも理解されるように、主要な部族地域では軍人統治が存続した。何よりも身分証明書発行などの厳しい住民監視・管理や課税など平定期に確立した原住民統治体制が揺らぐことはなかった。¹⁷

31年9月に都市部で市町村評議会の選挙が実施された。既述のように、これは6月にテトゥワンの原住民代表団が臨時政府首相と会見した際に要望したことだった。ほとんどの市町村で、原住民代表では民族主義者が多数を占め、スペイン人代表では労働者層の代表が多数を占めた。全ての主要都市の行政権はトレスやベンヌーナが指導する民族主義者の手中に入った。アフリカ派軍人は原住民とくに民族主義者が地歩を得たことに脅威を抱いた——「[市町村評議会の]選挙などはいらない。この国ではほとんど意味もなく珍奇なこんな茶番はいらない」（リーフ地域の行政監察総監で、高等弁務官の法律顧問にもなったピータ）。EAも「モロッコでなされるであろう民族主義者の事業に本当に慎重に対処せよ」と警告した（32年2月）。他方、メトロポリの議会ではメリーリャ選出のPSOE議員が高等弁務官のやり方を批難した——ある市では反動派と王政派が選挙で「[スペイン人の]労働者人民派」を妨害した、高等弁務官は「人民派」の市評議会を妨害している、高等弁務官は市町村評議会を「民主主義化する」つまり「共和政化する」能力を欠いている（しかし、原住民のことにはほとんど触れなかった）。共和政支持のメトロポリの新聞も警告した——市町村評議会選挙で多くの民族主義者が選出され、スペイン人ではほとんど労働者の利益を代表する者が選ばれた、「過激派の宣伝」が部族地域にまで広まるのは危険なことだ、とくに原住民兵部隊にまで及ぶのは「大いに危険」だ、フランス領の当局者は危険な思想の宣伝を許すこの[選挙で市町村評議会を組織する]方針の結果を恐れている、文民保護領には賛成するが、それが失敗しないようにしなければならない。ここでは、市町村評議会選挙実施によって、民族主義より主にスペイン人の「過激派の宣伝」が保護領に広まるのが恐れられている。かくして、文民高等弁務官は実質的な権限を相変わらず行政監察官が持つようにして、市町村評議会が機能しないようにした。さらに、強権的にも次々と評議会を解散させたので、約1年後の32年10月までに全ての市町村評議会が消滅してしまった。テトゥワン市評議会解散の際にTRは満足の意を表した——この市の評議会が「その評議員を普通選挙で選ぶというへま」をやって、市評議会が民族主義者で構成されることになってしまった、高等弁務官はこの市評議会を解散させた、「民族主義と国際労働組合派の危険は今やたいしたものではない」。¹⁸

この31年9月にはスペイン領での結社に関する規則が公布された。しかしその内容は原住民また在住スペイン人の結社の権利を認めるというより、それを規制するものだった。行政監察官を経ての高等弁務官の許可なく結社をつくることはできなかった。とくに、「その宣伝によってモロッコでのスペインの行動を困難にする」結社は非合法とされたから、民族主義運動やメトロポリでは認められたスペイン人の様々な結社はその対象となりえた。違反者には1～3年の収監か料金の罰が課された。民族主義者が独立や自治を語れば逮捕されえた。

つまり、翌10月にメトロポリで公布された共和国防衛法のスペイン領版の保護国家防衛規則とも言える内容を持っていた。¹⁹

以前から保護領ハリファ政府の財政はスペイン政府の借款に大きく依拠していた。共和政になってハリファ政府の歳入におけるスペイン政府の借款の率は漸減した。30年の64%が、31年に57%、32年と33年には51%、34年に45%となったのである。これらの率はハリファ政府の歳出における原住民兵力（ハリファ軍とハリファ警察隊）の費用の率（たとえば、32年には50%）にほぼ対応した。以上のことは、共和政がその軍改革の一環としてハリファ兵力も削減したこと、それでもハリファ政府財政の大赤字の要因がその原住民兵力の維持にあったこと、ハリファ政府の統治が財政面でもメトロポリの国家に大きく依存したこと、それ故にメトロポリの政府の負担の軽減が依然として課題であったことを示している。他方で、スペイン政府のモロッコ統治予算（「モロッコにおけるスペインの行動」費と呼ばれた）は30年比で34年には41%減となった。その大きな要因はやはり軍事費（30年に81%、34年に75%を占めた）の削減だった。公式数字によると、スペイン軍の一部だった正規原住民兵部隊（通称レグラレス）の兵員数は共和政成立直前の時期の12,270から33年には11,156に減った（同部隊中の原住民兵比はやや高まって、3分の2くらいから70%台に。やはり公式数字として、共和政成立直前にハリファ軍8,738とハリファ警察隊12,753、34年にスペイン軍監察下のハリファ兵力11,632の各兵員数がある。後者が前者に対応するのか、あるいはその一部に対応するのかは不詳である）。CMは原住民兵力削減にも反対だった——本年のモロッコは凶作に見舞われている、しかし原住民兵の除隊が失業という「困難な問題」をさらに大きくさせている（31年8月）。国会ではメリーヤ選出のPSOE議員が警告した——原住民兵を除隊させると、彼らは他に生計手段を持たないので彼らを飢餓に追いやってしまう、彼らを「あらゆる反乱行為」に追いやってしまう、「この恐ろしい問題」に政府の注意を喚起する（32年1月。後の34年6月にはやはりPSOE議員が国会で、ハリファ軍は「敵」側に回る危険がある、[武装力がより低い]ハリファ警察隊を増やしてハリファ軍と取り替えるのがよいと提言した）。現地情報に基づいた「諸部族の概観」報告（次節で後述）は伝えた——ハリファ軍内では最近の余剰人員の強制除隊によって不満が生じている、本監督局（次節で後述）が意見を申し出たので削減数が2千人から千人に減らされた、それでも除隊者は不満を表明している（32年10,11月）／ハリファ軍とハリファ警察隊の諸部隊の廃止や削減に原住民は不満を抱いている、原住民兵を多く送り出している地域では「今は金の入りも少なく、税金は多く、道理もない」との言が飛び交っている（33年10,11,12月）。原住民兵リクルートは植民地モロッコでの原住民の生計維持と深く関わる要所の問題だったのである。²⁰

兵員（それに軍関係業務）と並んで原住民に仕事を与えて原住民の不満を抑える手段は公共事業だった——「モーロ人に公共事業での仕事を与えること」、こうして「やっこのことで得た平和をしっかりと維持」できるのだ（AA,32年5-6月）／「公共事業計画と植民事業計画

を遂行すること、これが民族主義の害毒に対する最も有効な解毒剤である」（TR,31年9月）。かくして共和政も、同目的で28年にプリモ政府がハリーフア政府に供与することにした公共事業のための巨額の借款を一部修正・減額しつつ引き継いだ（国会で反対なく可決）。他方、共和政に入ってからハリーフア政府の歳入はむしろ増加した（30年に比して10%増）。このうち税収で最も増えたのは耕地面積と畜数に応じて課された農産・畜産税Tartibである（30年には全税収の55.3%だったが、34年には70%程度になった）。以上のことは、原住民統治の政治的必要性の故にメトロポリの政府の財政的負担が軽減されなかったこと、また現地では原住民農民の直接税負担が増加したことを意味した。かくして、保護領とハリーフア政府維持のために、財政面でも平定期以来のメトロポリと現地住民の負担構造はそれほど変わらなかった。²¹

32年8月10日の軍人反乱で、その主導者の前高等弁務官サンフルホは多くの以前のアフリカでの同志とまた何人かの当時の在アフリカ軍人の支持を受けていた（セビーリャからテトゥワンに暗号電報が送られた）。しかしモロッコでは反乱に加わる動きは起きなかった。在モロッコ軍人たちは共和政への反乱は時期尚早で、今回の企図は準備不足と見ていたようだ。モロッコでは反乱企図に加わった廉で外人部隊の3士官と1下士官が逮捕された。在モロッコ軍総司令官（すぐ後述のようにゴメス・モラート将軍）は「在モロッコ軍は常に共和政に忠実であるとの宣誓を守ることにおいて一時でもいかなる所でも躊躇しなかった」との声明を出した。TRも、「冒険」に抗議したメリーリャでの「政権支持」の示威行動を好意的に報じた。共和政に対するこの反乱の結末もよく見なければならぬ。アサーニャ政権は反乱鎮圧のためにレグラレスの諸部隊をメトロポリに動員したのである（動員兵士数は不詳）。植民地軍を中心とした一大兵営としてメトロポリを睨む植民地モロッコの意義が共和政でも明らかとなったのである。これは後の34年10月のより規模の大きい動員の先例とされることになる。²²

32年初頭頃から、ロペス・フェレールは共和政の高等弁務官の役割を果たしていない、また横暴だとしてセウタおよびメリーリャ選出国議員（それぞれ急進社会党、PSOE）のほかとくに急進社会党議員の非難の的となっていた——「共和政はまだモロッコのスペイン保護領には及んでいないのであります」、高等弁務官は「共和政に奉職している全くの王政派」である／ロペス・フェレールは「反動主義者」である／「ロペス・フェレール氏がモロッコにおいてスペインの高等弁務官であり続けることは共和政にとって恥であり危険なことであります」／「王政の時と全く同じ政策をモロッコでやっていることは危険なことであります」。在モロッコ軍総司令官のカバネーリャスもロペス・フェレールに不満で、32年2月にその職を辞した（後任はゴメス・モラート）。首相アサーニャは高等弁務官を擁護して、これらの議員を「反共和政で反愛国主義」とまで叫んだ。しかし、以上の非難は今までの本文で見えてきたような共和政初期のモロッコ統治政策の動揺を衝いたものと見てよい。33年1月にTRは、モロッコ保護領についての共和政の政府の「無為はこれ以上続いてはならない」と強い調子

で書き立てた（他方、アサーニャは同月初頭の自らの日記に「モロッコというのは共和政の弱い臆だ」と記した）。メトロポリでの諸改革（農業、地域自治、軍、教会・教育など）に制度上の見通しを与え、また軍人反乱の危機を乗り切ったアサーニャ政権は、33年1月にロペス・フェレールに替えてカタルーニャの共和主義派政治家でバルセロナ民政長官を務めていたモーレスを高等弁務官に据えた（2月に赴任）。『アフリカ』はあからさまな冷淡さで新高等弁務官を迎えた——スペイン領の指導部が「国の政治的諸事情によって替わってはならない」。モーレスにはモロッコ保護領の「共和政化」が期待された。しかし、33年6月にアサーニャ共和主義左派・PSOE連合政権は危機に陥り、この頃に「改革の2年間」は終焉を迎える。継続したアサーニャ政権にはそれまでの2年間でほぼ定置されたモロッコ統治政策を再検討しそれを旋回させる条件はほとんどなかった。それ故に、赴任後間もないモーレスも、いくつかの公共事業を実現したものの、とくに原住民統治に関しては前任者とほぼ同様に振舞うしかなかった（33年7月には、3人のPSOE国会議員が演説する予定だったテトウワンでの労働者集会が「政治的色彩を有する」としてモーレスの命で禁止された。『アフリカ』はこの措置を称賛した。モーレスのモロッコ民族主義者への対応については次節で後述）。²³

(3) 本節の最後に、共和政のこの時期のモロッコ統治政策についての3有力主張者の対応や要求を概括しておきたい。

TR 現地の*TR*はまず、今までにも見たように、モロッコ統治は「全国民的なもの」であることを主張した——モロッコ政策は「全国民的なものかつ恒久的なもの」であるので、政府の形態が変わってもそれは変わってはならない（31年5月）／「モロッコで党派的な政治宣伝を許すような政府は浅はかなことをやっているのだ」（32年1月）／モロッコについての「とりわけ国民的なプランの策定が必要なのだ」（32年3月）。モロッコ放棄などは問題外で、保護領統治については争わずにメトロポリの全政治勢力が一致せよということである。次に、これも今までにも見たように、*TR*はメトロポリでの政体転換と政治・社会抗争、とくにセウタ、メリーリャさらにタンジャでの労働争議や社会紛争の影響が原住民に及ぶことを恐れた。これは現地ならでの反応だった。さらに、今までにも一部を見たように、やはり現地ならでの故に民族主義の動きに敵意を露にした——「モロッコは今日ムスリムの狂信主義の牙城となっている。ただ時宜を得た行動と保護国の手腕のみがそれを次第に変えてゆけるだろう」、フランスはモロッコの民族主義に確かな打撃を与えた、「スペインの原住民政策はあまりに臆病である」（31年8月）／「モロッコに民族主義運動が存在することはもはや誰にとっても秘密ではない」、彼らは「[危ない]火遊び」をやっている、それ故に「我々は警戒の声を挙げることに決めたのである」（32年9月）。さらに進んで民族主義は共産主義の危険と結びつけられた——植民地で反乱を起こして資本主義を破壊し、メトロポリで勝利しようというのがコミンテルンの意図である、「外見上は宗教上のワッハーブ運動のレッテルの下で・・・もっと急進的な共産主義思想を普及しているのだ」（31年5月）／（プリエート発言について）「汎イスラーム主義の衣を装った共産主義が反乱を起こすためにこの機会を利用

している」（31年7月）／「民族主義の衣に隠れたソビエトの宣伝」（31年8月）。TRは平定期からモロッコにおける西仏協力を強く主張していたが、それは民族主義を抑えるためでもあった——モロッコでの西仏の協力こそが「民族主義運動が脅かそうとしている平和と安定」を確実なものとする（31年8月）／「汎イスラーム主義の陰謀」に対してモロッコで西仏の協力を（31年11月）。民族主義（というより、メトロポリの国家また軍に対抗・敵対した（する）人々）を共産主義と結びつけ、そのやり方をメトロポリまで持ち込んでその脅威を煽ることはリーフ戦争期に西仏の植民地主義者が導入した手法だが、スペイン共和政のこの時期には主にTRがそれに訴えた。メトロポリの政治勢力との関係では、TRは急進党とくにレルーへの期待をしばしば表明した（レルーは「スペインとモロッコの問題を最もよく考えている」政治家だ／レルーは「モロッコの放棄とスペインに委ねられた文明化の事業の無視をきっぱりと否定」（いずれも32年1月））。²⁴

『アフリカ』軍アフリカ派は、まず、モロッコ植民地こそがスペイン国家に国際政治上の行動の可能性と余地を与えているとの平定期からの主張を強調した——「我々の利益に見合った形で提示される[対外]政策とりわけ全国民的な[対外]政策を展開するのに必要な[国際的]地位を我々スペイン人に与えることができる」のはモロッコなのだ（31年7月）。次に、それ故に、今までに一部を見たように、『アフリカ』もモロッコ政策が「全国民的なもの」であることを繰り返し強調した——「モロッコ政策は全く全国民的なものである」、「国の全ての政党はモロッコ政策の基本において一致しなければならない」（32年1月）。さらに、やはりともに平定期からの主張だった西仏協力（共和政期にはとくにイフニ占領のため。第3節で後述）とタンジャのスペイン領編入（タンジャはスペイン領に対する陰謀の拠点となっている）も要求された。しかし共和政前半期に顕著なことは、24年の創刊以来の好戦的姿勢、さらに厳格な原住民統治を要求する姿勢が見られなくなったことである。『アフリカ』はこの時期には自らの積極的な主張をほとんどしなくなった。それは軍内紙がこうむったような発禁を恐れたことによると見てよいだろう。『アフリカ』のこのような姿勢に警告を発したのは前編集長フランコだった。モロッコで使用されるアラビア語で「用心せよ」との意味のタイトルを付した論説でフランコは戒めた——「平和と静穏の時代が本誌に新たな傾向をもたらしてしまった。・・・戦争や危機についての見方が消えてしまった」、「我々がアフリカの地の表面的な平和に幻惑されて、スペインの世論は気づかないかも知れないが、将来のもっと重大な災厄の前兆であるいくつかの小さな兆候に目をつむってしまうことは許されない。共産主義が保護領や委任統治の国で反乱状態をつくり出そうと狙っていることは誰にとっても明らかなことである。民族主義に入り込んで共産主義の宣伝がなされ、それが広まっていることはまた多くの人々が知っていることである。モロッコのいくつかの都市ではもう新たな民族主義が生まれている」、スペイン領で起きたばかりのバブ・タザ事件（次節で後述）を見よ、しかし在モロッコ兵力は減らされているのだ、しかも原住民兵力に対する「ヨーロッパ兵力」の比率が減じていることが反乱者に「成功の可能性」を与えている（33年2月）。

フランコは『アフリカ』の方向喪失を戒めて、アフリカ派軍人の立場を再確立せよと言ったのである。そのために民族主義への警戒ばかりでなく既述の民族主義＝共産主義の陰謀論がそのまま持ち出されたことにも注目できる。ただ『アフリカ』の論調が直ちに大きく変わることはなかった。フランコの直言がアフリカ派軍人の（再）結集を促すことになったかどうかの判断は難しい。他方で、スペイン共和政のモロッコ政策に苛立っていたAFはフランコの言う通りだとの反応を見せた。²⁵

PSOE まず、共和政期にPSOEがモロッコ放棄を掲げたことはなかった——「スペイン領モロッコは真の保護領とならなければならない」、(アブドゥルカリームが幽閉地から逃亡したとの噂に)それが本当ならばそれは「新政体が我が保護領について抱いている良き意図を妨害することになるかもしれない」(『エル・ソシャリスタ』、31年6月)／「スペインがここ[スペイン領]で効果的な事業をやっていると原住民が見れば、原住民は彼らに文明をもたらしている国に対してけっして反乱を起こそうとはしないであります」(32年1月の国会、メリーヤ選出議員。この議員は「モーロ人」という言い方もした)／我々がしなければならない事業は「いつの日にか自らの国の自由な政府を原住民に引き渡せるように、原住民を可能な限り速やかに教育してゆくことであります」(32年2月の国会、同議員)。32年10月のPSOE大会の決議におけるモロッコ保護領についての主要事項は以下だった——高等弁務官の更迭／原住民諸当局の協力に基づく保護領行政の再編／駐屯軍の縮小、それをスペイン領には置かずセウタとメリーヤに置く／教団の追放／スペイン人また原住民の小農の保護。本節の対象時期からは外れるが、34年6月にPSOE議員ビダルテは国会で発言した——「モロッコ問題について共和政は本当に好い条件の中に置かれております。この地は平定され、原住民が理解を示しているので、我々の保護の事業をさらにうまく進めることができるからであります」、スペインに委任されているのは「保護および文明化の使命」である。容易に理解されるように、以上からすれば、31年6月のプリエート発言がPSOEの方針となることはありえなかった。²⁶

軍についてPSOEは当初は原則的な姿勢を示していた——「今や軍は人民のものになり始めるのだ」、「この[軍]改革によって兵役は家族にとって悩みの種ではなくなる」(31年5月、『エル・ソシャリスタ』)／「できるだけ早く軍国主義を根絶しなければならない」(同7月、同)／「スペインの共和政、民主主義的でほとんど社会主義的な共和政[これはかなりの思い見込みだった]が攻撃的な軍隊を持つとするのでしょうか。帝国主義的な軍隊を持つとするのでしょうか。植民地拡張のための軍隊を持つとするのでしょうか。そうではありません」、「もし平和に生きることを望むならば、平和のための準備をしようではありませんか」(32年1月、国会でのPSOE議員の発言)。しかし共和政の軍改革はそこまで行かなかった——「共和政の軍政策」と「王政の軍国主義的政策」とは異なっているはずだが、陸相が提案した来年度の陸軍省予算の額は王政の時とほとんど変わっていない、共和政樹立のための協定によって我々はこの予算に賛成するが(32年12月、『エル・ソシャリスタ』)。在モロッ

コ軍部隊についてはどうか。当初はそのさらなる縮小を要求していた。33年1月頃でも『エル・ソシャリスタ』は、モロッコに軍を駐屯させるなどとは言わないが、もっと減らせ、つまり「スペイン領モロッコの非軍事化」を政府に迫っていた。しかし、やはり本節の対象時期から外れるが、前に引用した34年6月の国会でのビダルテ議員の発言はそれ以前とはかなりトーンの異なるものだった——「かの地[スペイン領]にあるスペイン軍を減らそうと考えることはできません」、それではメトロポリ兵と原住民兵の比率が不釣り合いとなってしまう、「そのうちに起こるかもしれない[原住民兵の]反乱を前にして、我々はなすすべを知らない状況に置かれてしまうかもしれません」。憲法の戦争放棄条項に関しては、『エル・ソシャリスタ』の1論説は、「国民投票によって事前に人民の承認を得ていなければ、共和国大統領はいかなる宣戦布告書にも署名できない」とするのがよいとの提起をしていた（31年8月）。²⁷

注

- 1 以上、リーフ戦争については、深澤「アブド・アルカリームの恐怖——リーフ戦争とスペイン政治・社会の動揺——」上、中、下『人文科学論集』（茨城大学）41,43,44（2004-2005）、「平定」期とくに「原住民」統治の開始と「平定」完了の意義については、深澤「スペイン領モロッコ植民地の「平定」（1926～1931年）——「原住民」統治／軍事基地／軍アフリカ派——」『人文コミュニケーション学科論集』（茨城大学）13（2012）をそれぞれ参照。
- 2 「原住民」、「平定」、「モーロ人」の語がメトロポリ側からの一方的な認識枠組みを表していることは論をまたない。しかし以下の本稿では、煩雑の理由のみによって、これらの語への括弧を外すことにする。
- 3 Sebastian BALFOUR, *Deadly Embrace. Morocco and the Road to the Spanish Civil War* (Oxford, 2002)/ *Abrazo mortal. De la guerra colonial a la Guerra Civil en España y Marruecos (1909-1939)* (Barcelona, 2002); María Rosa de MADARIAGA, *Los moros que trajo Franco...La intervención de tropas coloniales en la Guerra Civil Española* (Barcelona, 2002); Josep Lluís MATEO DIESTE, *La «hermandad» hispano-marroquí. Política y religión bajo el Protectorado español en Marruecos (1912-1956)* (Barcelona, 2003); Mimoun AZIZA, *La sociedad rifeña frente al Protectorado español de Marruecos [1912-1956]* (Barcelona, 2003); José Luis VILLANOVA, *El Protectorado de España en Marruecos. Organización política y territorial* (Barcelona, 2004); Gustau NERÍN, *La guerra que vino de África* (Barcelona, 2005); VILLANOVA, *Los interventores. La piedra angular del Protectorado español en Marruecos* (Barcelona, 2006); MADARIAGA, *Marruecos, ese gran desconocido. Breve historia del protectorado español* (Madrid, 2013).
- 4 BALFOUR, Chap.9; MADARIAGA (2002), Cap. III; MADARIAGA (2013), Cap.4. やや古いが、単独論文では以下の2つがある。V́ctor MORALES LEZCANO ‘El protectorado español en Marruecos bajo la IIª República (Las reformas administrativas)’, *Actas de las Jornadas de Cultura Árabe e Islámica* (Madrid, 1981); Shannon E. FLEMING, ‘Spanish Morocco and the Second Republic: Consistency in Colonial Policy?’, Raanan REIN(ed.), *Spain and the Mediterranean since 1898* (London, 1999). 共和政のモロッコ統治を批判的に叙述した次の著もいまだ挙げておく価値を持つ。Miguel MARTÍN, *El colonialismo español en Marruecos (1860-1956)* (París, 1973), Caps.4,5.
- 5 TR, 21, 24, 26-IV-[19]31; Africa, IV-31, 69; CM, 16, 18, 21-IV-31; EA, 16-IV-31; Yves DENÉCHÈRE, *La politique espagnole de la France de 1931 à 1936* (Paris, 1999), 181-184.
- 6 軍内紙禁止法後にCMは『通信』*La Correspondencia*に紙名を変えていた。EAは『マルス』*Marte*に紙名を変えて、少なくとも36年4月まで存続した。*Diario de Sesiones de las Cortes Constituyentes(DSC)*,

- 10, 29-III-32; *CM*, 23-V, 17-VII, 2, 21-VIII-31, 19-I, 10, 17- IV, 23, 30-VI-32; *EA*, 30-V, 25-IX, 2-X, 3-XI-31; *TR*, 15-VIII-31; Ingrid SCHULZE SCHNEIDER, *La prensa político-militar en el reinado de Alfonso XIII* (Madrid, 2003), 393-396; Mariano AGUILAR OLIVENCIA, *El ejército español durante la segunda República (claves de su actuación posterior)* (Madrid, 1986), 215-225. 共和政の軍改革については以下を参照。Michael ALPERT, *La reforma militar de Azaña* (Granada, 2008/1ed., 1982); Gabriel CARDONA, *El poder militar en la España contemporánea hasta la guerra civil* (Madrid, 1983), Caps.6, 7, 8; José Luis NEILA HERNÁNDEZ, ‘Azaña y los fundamentos teóricos de la Reforma Militar y la Política de Defensa Nacional de la II República Española’, *Cuadernos Republicanos*, 22 (1995).
- 7 Alta Comisaría de España en Marruecos, *Memoria relativa al régimen y actuación de los servicios del protectorado, año 1932* (Ceuta, 1932), 275-278; *RHA*, IX-X-31, 6-7; *AF*, VIII-32, 450,I-33, 64; Emilio MOLA, *El pasado, Azaña y el porvenir* (Madrid, 1934), 249-250, 252-253; NEILA, *La 2ª república española y el mediterráneo. España ante el desarme y la seguridad colectiva* (Madrid,2006), 199-200; VILLANOVA(2004), 78; MADARIAGA(2013), 184-185; *Africa*, II-33, 24; *Marte*, 29-XII-32; ALPERT, 73,197; CARDONA,171-172;MORALES LEZCANO, ‘L’exèrcit d’Àfrica i les reformes militars: 1931-1936’, *L’Avenç*, 28(1980).
- 8 *CM*, 29-IV, 8-VI-31, 19-I, 24-III, 6-IV-32; BALFOUR, 243-246; *DSC*, 22-I-32; Manuel AZAÑA, *Diarios, 1932-1933. “Los cuadernos robados”*(Barcelona,1997), 49; MADARIAGA (2013), 173-180.
- 9 *DSC*, 7-IV-32, Apéndice 3, 28-IV-32, Apéndice 7, 4, 5, 11-V-32, Apéndice 1, 23-XII-32, 30-VI-33; *CM*, 21-IV-32; *AF*, X-35, 649; *Anuario Estadístico de España (AEE)* 1934. 34年2月に、与党となった急進党の議員がやはり本文とほぼ同内容の兵役法改訂草案を提出したが、立法化されなかった(*DSC*, 22-II-34)。30年に一般徴募兵の現役兵役期間(1年)と納付金兵士のそれ(6か月)との差が縮んだことも、共和政期に兵役法改訂がなされなかった1要素となった。共和政以前までの兵役制度、それと植民地戦争との関連については、深澤「20世紀スペインの植民地戦争と徴兵制——貧者には血税、富者には金の税——」『人文コミュニケーション学科論集』10 (2011)を参照。
- 10 MADARIAGA(2013), 171-173, 175-177; *AF*, IV-31, 308, VII-31, 475. 後の32年3月の国会でアサーニャ首相・陸相は、外人部隊の状況は「平和の時代にあつては良いものとは言えない」と述べた(*DSC*, 29-III-32)。
- 11 NERÍN, 101; AZIZA, 161-172; MADARIAGA(2013), 173-175; *AF*, VIII-31, 566-568, IX-31, 589, 591; *TR*, 10, 12-V, 16-VI, 31-VII, 10-X-31; *RHA*, VII-VIII-31, 10; Vicente MOGA ROMERO, *Un siglo de hierro en las minas del Rif. Crónica social y económica (1907-1985)* (Melilla, 2010), 126-128; *Boletín Oficial de la zona del Protectorado español en Marruecos (BOZPEM)*, 1931, 35 (25-IX); *DSC*, 8, 17-XII-32.「改革の2年間」の時期のセウタ、メリーリヤ、タンジャでの労働紛争と社会的抗争については、とくに以下を参照。AZIZA, 166-172; *AF*, III-32, 195; *DSC*, 3-V-32; *Africa*, X-31, 196, II-33, 28; Eloy MARTÍN CORRALES, ‘Notas para el estudio del movimiento obrero ceutí (1931-1934)’, *Homenaje al Profesor Carlos Posac Mon*, III (Ceuta, 1998); Francisco SÁNCHEZ MONTROYA, *Ceuta y el Norte de África. República, guerra y represión 1931-1944* (Granada, 2004), 80-86, 89-90, 102-107; Paulino Díez, *Memorias de un anarcosindicalista de acción* (Barcelona, 2006), 180-181, 184-185.共和政期のセウタの政治・社会・経済全般について詳しいのは次である。José Antonio ALARCÓN CABALLERO, ‘Ceuta en la II República’, *IV Jornadas de historia de Ceuta, Ceuta en los siglos XIX y XX* (Ceuta, 2004). 共和政期には、31年9月の政令以後、まずスペイン領への、後にはセウタとメリーリヤへの移民が規制された。これらの地の労働不安と失業状態をさらに悪化させないためだった(*BOZPEM*, 1931, 27 (30-IX), 1932,13 (10-VII), 1935, 11 (20-IV)); AZIZA, 167-168)。
- 12 *RHA*,V-VI-31, 1-2; *AF*, VI-31, 476, IX-31, 587, 594-595, I-34, 40; Abdelmajid BENJELLOUN, *Approches du colonialisme espagnol et du mouvement nationaliste marocain dans l'ex-Maroc khalifien* (Rabat, 2ed., 1990), 166-168; MADARIAGA (2013), 224-227; Dolores CAÑETE ARANDA, ‘Evolución del nacionalismo marroquí en los años treinta’, *AWRAQ*, XVII (1996), 176; *CM*, 8-VI-31.
- 13 *Ahora*, 27-VI-31 (Biblioteca Nacional de España, Biblioteca García Figueras, Misceláneas (BGMF), CXXIX); MADARIAGA (2013), 180-182; *CM*, 1-VII-31; *AF*, VII-31, 480-486; *TR*, 4, 7, 9, 10,

- 17-VII-31; *EA*, 3-VII-31; *Africa*, VII-31, 137-141, 147; *RHA*, VII-VIII-31, 9; DENÉCHÈRE, 184-186; Isidro MONJE GIL, *Francia ante el estallido de la Guerra Civil española* (Badajoz, 2012), 108-110; NEILA (2006), 176, 180-186; NEILA, 'Las responsabilidades internacionales de la II República en Marruecos: el problema del abandonismo', *Estudios Africanos*, Vol.5, 8-9 (1990), 54-57; BGF, LXVIII, CDXCIV (BGFには、他にもプリエート発言を批判した多くの新聞・雑誌の切抜きが所収されている)。
- 14 アサーニヤの断言の翌月のAFも安堵の念を語った——「スペインによるモロッコ放棄の話は昔のこととなった」。また「改革の2年間」の末期の33年9月に『アフリカ』は述べた——モロッコ放棄派のPSOEが入閣したことによる恐れは、「統治者としての任務の責任」が彼らに国際的協約を理解させる中で消えていった。*RHA*, XI-XII-31, 1-3; *Africa*, XII-31, 247, IX-33, 174; *AF*, IX-31, 573-574, IV-32, 246; *AA*, XII-31; *El Sol*, 13-I-32; *DSC*, 29- III-32 (AZAÑA, *Obras Completas*, II (México, D.F., 1966), 238); NEILA (2006), 196; *TR*, 7-IV-32. 「アンワールの破局」から10年の31年7月21日の国会(憲法制定議会)の冒頭で、議長(PSOE)は「このような破局を生まないような新たなスペインを建設することが我々の目的」であると述べていた(*DSC*, 21-VII-31)。国会はプリモ体制と共和政成立以前のベレンゲール政府のそれぞれの「責任」を追及する委員会を設置した。その小委員会の1つはモロッコ政策に関するものだった(31年7~8月)。この小委員会はプリモ政府が廃棄したピカソ調書と23年の議会調査委員会報告を公刊した(それぞれ、*De Annual a la República. El Expediente Picasso: Las responsabilidades de la actuación española en Marruecos. Julio, 1921* (Madrid, 1931); *De Annual a la República: Documentos relacionados con la información instruida por la llamada comisión de responsabilidades acerca del desastre de Annual* (Madrid, 1931))。しかし小委員会は実質的な成果を挙げることはなかった。「改革後退と反動の2年間」の34年5月にこの小委員会を含めた「責任」委員会は解散となった(以上、Carolyn P. BOYD, "Responsibilities' and the Second Spanish Republic 1931-6", *European History Quarterly*, 14 (1984); *DSC*, 21, 31-VII, 12-VIII-31, Apéndice 4-8, 26-I-34, Apéndice 1, 2, 10-V-34)。
- 15 *Ahora*, 8-VII-31 (BGF, LXVIII); *El Sol*, 26-VIII-31; *AF*, IX-31, 579; BENJELLOUN (1990), 184; Jean WOLF, *Les secrets du Maroc espagnol. L'épopée d'Abd-el-Khalek Torres* (Paris-Casablanca, 1994) 179; MADARIAGA (2013), 223-224; MADARIAGA (2002), 214-215; *El Socialista*, 12-IV-32. 31年6月に臨時政府の内相マウラ(自由共和主義右派)も、モロッコ保護領が財政上の大きな負担となっている、と述べていた(*AF*, VII-31, 428)。
- 16 マシアは31年8月の既引用の論説で、「スペイン共和国のいかなる市民も国 país の領域外で兵役に服することを強制されない」ことを強く求めていた。よく知られているように、軍とくにCMはスペインを分裂させるもののだとして、カタルーニヤ自治反対のキャンペーンを張った。32年9月に国会で承認されたカタルーニヤ憲章ではこの徴兵条項は削除された。*DSC*, 1, 10, 18-IX-31; *TR*, 20-IX, 30-XII-31; *CM*, 8-IV, 11, 22-IX-31, 26-V-32; *El Sol*, 26-VIII-31; María Carmen GARCÍA-NIETO/Javier M. DONÉZAR (eds.), *Bases documentales de la España contemporánea*, 8 (Madrid, 1974), 298-305。「警察行動」との解釈もあつてか、31年末に、スペイン領の行政監察局に配置されたアスカリ(ハリーフア軍とハリーフア警察隊)は兵力とみなされないとされた(*BOZPEM*, 1932, 1 (10-I))。
- 憲法草案には保護領や植民地についての条項はなかった。国会討議では「植民地 las colonias [保護領を含むと思われる]」についての規定を入れるようにとの意見が出されたが、それは取り入れられなかった。北アフリカのスペイン領有地(セウタ、メリーリヤなど)については、それを1県とするとの意見が出されたが、結局それは「中央権力と直接的な関係を有する自治的制度で組織される」となった(*DSC*, 22-IX, 8-XII-31)。憲法制定議会選挙では、セウタでは急進社会党、メリーリヤではPSOEのそれぞれの候補者が当選した。
- 17 *BOZPEM*, 1931, 12 (25-VI), 1932, 1 (10-I); *TR*, 1-VIII-31; *AF*, XII-31, 849; *El Sol*, 13, 14-XI-31; *Memoria* (1932), [prólogo], 17-22; *Memoria relativa a las kabilas que componen la regional de Yebala-Central* ([Tetuán], 1934), 127; MOLA, 247; VILLANOVA (2006), 49-50, 75-78.
- 18 VILLANOVA (2004), 297-308; WOLF, 181-182; BENJELLOUN (1990), 169-170; MADARIAGA

- (2002), 217-218; MADARIAGA (2013), 227-228; Federico PITA, *Del Protectorado Español en Marruecos* (Melilla, 1933), 97-98; EA, 3-II-32; DSC, 2-II-32; *El Sol*, 13-I-32; TR, 7-IX-32.
- 19 BOZPEM, 1931, 19 (10-X), 1932, 4 (25-II).
- 20 平定期にもハリーフア政府財政の大赤字とスペイン政府の借款の要因が原住民兵力維持にあったことについては、深澤 (2012), II参照。DSC, 12, 26-I, 10-III-32, 5, 8-VI-34; *Memoria* (1932), 112-114, 121, 276-278; *La Gaceta de Africa* (GA), número extraordinario dedicado a la obra de España en Marruecos, I-35, 22; PITA, *Del Marruecos Español* (Melilla, 1934), 66; AF, VIII-31, 568, IX-31, 582, II-34, 122; AEE 1936; CM, 22-VIII-31; Archivo General de la Administración (AGA), Fondo de África, 15-3, Caja 81-10181. 豊作・凶作と原住民兵リクルートとの関係については、とくに深澤「スペイン領モロッコにおける「住民」兵の徴募と動員」『人文コミュニケーション学科学論集』7 (2009) II参照。アサーニャ首相・陸相の政府は、レグラールへのスペイン人徴募兵配置をなくそうとした (DSC, 29-III-32)。実際に、これは徴募兵が最も嫌ったことだった。
- 21 AA, V-VI-32; TR, 3-IX-31; DSC, 16, 30-VI, 1, 4-VII-32; BOZPEM, 1933, 21 (31-VII); *Memoria* (1932), 112, 115-118; *Memoria* (1934), 129.
- 22 BALFOUR, 247-249, 251; TR, 12, 15-VIII-32; *Africa*, VIII-32, 158; AZAÑA, *Diarios, 1932-1933*, 49; SÁNCHEZ MONTOYA, 99-100; NERÍN, 107-108, 169. 32年10月の国会で急進社会党議員が、8月10日にメリーリャで共和政擁護を表明した1少佐が待命中となった、早く現役に復帰させよと要請したことから、モロッコでの事態は本文にある在モロッコ軍総司令官の声明通りではなかったようだ (DSC, 20-X-32)。
- 23 DSC, 13-I, 2-II, 29-III, 15-X, 3-XI-32 (ロペス・フェレル非難の発言は他に、26-I, 12, 16-II, 1-IV, 23-VI, 10, 23-XI-32); TR, 12-I-33; AZAÑA, *Diarios, 1932-1933*, 125-126; *Africa*, I-33, 9, VII-33, 127; MADARIAGA (2013), 191-193, 197-198, 201-202, 229.
- 24 TR, 10, 12-V, 7-VII, 15, 23, 26-VIII, 8-XI-31, 16-I, 31-III, 27-IX-32. 本文引用の他にもTRには多くの同趣旨の主張や論説が見られる。プリエート発言の直後の31年7月に政府支持派の『アオーラ』は反論した——「我が[保護領]地域での共産主義の拡大の危険なるもの」を言う人たちがいるが、それは不当である、スペイン領にはフランス領から入り込んで来た者以外には共産主義者はいない (*Ahora*, 8-VII-31 (BGF, LXVIII))。
- 25 *Africa*, VII-31, 142-145, VIII-31, 161-162, I-32, 1, 13, X-32, 198, XII-32, 228, I-33, 5, 9, II-33, 23-24; AF, VI-33, 356-357; BALFOUR, 259; MADARIAGA (2013), 193-194. モラも34年の著書で『アフリカ』のフランコ論説を引用してフランコとほとんど同様のことを主張した (MOLA, 245-246, 251, 254-257)。「原住民兵が多過ぎるのは危険」との認識については、深澤 (2009) I参照。32年3月から36年6月まで (メトロポリの内戦によって一時停刊となるまで) の長きにわたって、『アフリカ』の最初の誌面にはかのレパラスのモロッコないしジブラルタル海峡についての歴史論説が連載された。レパラスは共和政成立後の31年7月のマドリード学芸協会での講演で、スペインのモロッコ政策を批判し、スペイン領は「将来のスペイン連邦共和国の中で、スペイン人の優れた専門家合同集団のもとで原住民自身が統治する1連邦国家」とならなければならないと述べていた (*El Socialista*, 5-VII-31)。レパラス論説の掲載も共和政期の『アフリカ』の方向喪失の1例と見てよい。しかしまたこのことはレパラス自身の政治的無節操を表すものかもしれない。スペイン・アフリカ連盟の機関誌RHAは31年12月に停刊となり (理由不詳)、そのまま廃刊となった。その後の連盟の活動についてはよくわからない。
- 26 *El Socialista*, 20-VI-31, 13-X-32; GARCÍA-NIETO/DONÉZAR (eds.), *Bases documentales de la España contemporánea*, 9 (Madrid, 1974), 263-265; DSC, 12-I, 2-II-32, 5-VI-34; AF, XI-32, 664; María de los Ángeles EGIDO LEÓN, *La concepción de la política exterior española durante la II República (1931-1936)* (Madrid, 1987(a)), 577-579.
- 27 *El Socialista*, 17-V, 4-VII, 16-VIII-31, 10, 11-XII-32, 4-I-33; DSC, 27-I-32, 5-VI-34